

水内川漁業協同組合内水共第7号及び 内水共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、水内川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第7号及び内水共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。

3 組合は、第1項の規程による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員、若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 期 間
ころがし	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで

2 漁具、漁法別の規模の制限は、第5条の表に示すとおりとする。

3 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
ま す	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から8月31日まで
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで

2 前項の公示は、水内川漁業協同組合の掲示板、及び遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額(100円未満の端数は切り捨て)とする。

ただし、消費税の変更後、最初の1月1日を、税を含む遊漁料の基準日とする。

なお、この場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学校児童のときは無料、満18歳以下の者又は肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具、漁 法	規 模	遊 漁 料 (税 抜)	
あ ゆ	手釣、竿釣	1人1本	1日 3,000円	1年10,000円
	ころがし	1人1本		
こ い う な ぎ	手釣、竿釣	1人1本	1日 1,500円	1年 4,000円
	つけ針	1人5本まで (はえ縄漁法は禁止とする)		
	うなぎかご	1人3個まで		
ま す	手釣、竿釣	1人1本	1日 1,500円	1年 4,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

住 所 納付場所 電話番号

1. 広島市佐伯区湯来町和田166 水内川漁業協同組合 0829-83-0536
2. その他組合の指定する場所

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際し、河川の環境保全に努めなければならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日（平成26年1月1日）から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和元年5月9日）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(別 記)

(様式第1号) 遊漁承認証

No.

遊 漁 承 認 証

次のとおり遊漁を承認します。

1. 遊漁者
住所
氏名
生年月日 (年齢 才)

2. 承認期間

3. 魚種

4. 漁具・漁法

5. 遊漁区域

6. 遊漁料
年 月 日
水内川漁業協同組合 印

注 意 事 項

1. 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3. 危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。

4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。

5. _____

(様式第2号) 漁場監視員証

漁 場 監 視 員 証

次の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

住 所
氏 名 (年齢 才)
有効期間
年 月 日～ 年 月 日
年 月 日
水内川漁業協同組合 印

注 意 事 項

1. 巡回中は、必ずこの証を携帯すること。

2. 規則敢行に関し必要な指示を行うこと。

3. 違反者を発見したときは、丁寧に正しく処理すること。

4. 違反者は、もれなく速やかに組合事務所に報告すること。

5. _____